

明石市漁港管理条例改正に伴う漁港管理の状況報告について

令和6年3月に一部改正した標記条例につきまして、改正を踏まえた取組や林崎漁港に係る管理適正化の進捗状況等について報告します。

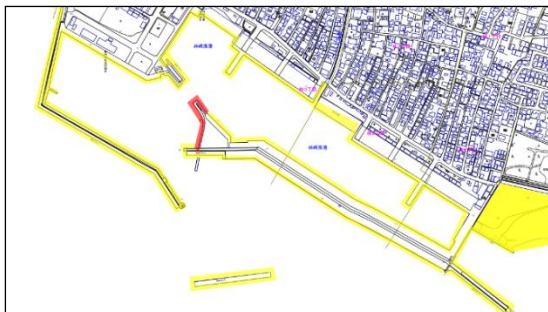
1 改正の目的

林崎漁港ではゴミの不法投棄や漁具の盗難のほか、プレジャーボートの無許可係留などの漁業活動に支障を及ぼす問題が発生していたことから、これら諸課題を解消し、より適正な漁港の維持管理を行うため、条例の一部を改正しました。

2 令和6年度の取組

林崎漁港において、プレジャーボート等の係留を禁止する区域（重点放置等禁止区域及び放置等禁止区域）を指定し、区域内に係留しているプレジャーボートの所有者に対して退去指導を行うとともに、港内に看板を設置し係留を禁止する区域の指定について周知しているところです。

重点放置等禁止区域に係留しているプレジャーボートの所有者（22名・22隻）に対しては、港内での時限的な係留場所（令和10年3月末まで）を案内し、移動を促しました。このことにより、重点放置等禁止区域内に係留する全てのプレジャーボートは令和7年3月末までに解消する見込みです。



重点放置等禁止区域（赤色）
放置等禁止区域（黄色）（時限的に係留許可）



看板

3 令和7年度の予定

令和7年4月に、重点放置等禁止区域及び放置等禁止区域の指定を告示する看板を林崎漁港内に設置します。

なお、放置等禁止区域内にプレジャーボートを係留する所有者に対しては、経過措置として、時限的に係留場所（令和10年3月末まで）を指定のうえ使用を許可するとともに係留料（使用料）を徴収します。

4 今後の予定

年 月	内 容
令和9年4月	年度末をもって林崎漁港内の放置等禁止区域で暫定係留できる期間の終了を啓発する。
令和10年3月	林崎漁港内のプレジャーボートの係留を全て解消する。